

生徒・保護者様

千葉県私立高等学校等奨学のための給付金【家計急変】について（お知らせ）

千葉県では新型コロナウイルス感染症に係る影響を踏まえ、保護者等の失職等により、家計が急変した高校生等への支援を行うこととなりました。下記をよくお読みのうえ、該当される方は支給条件(3)家計急変を証する書類を事務局へ提出してください。提出して頂いた方に後日申請書類等を配布します。なお、通常給付につきましては、令和2年7月分からの就学支援金審査結果を基に対象者の方へ後日、申請書類等を配布致します。ご不明な点がございましたら、事務局(047-353-8821)までご連絡ください。

記

対象となる世帯

家計急変による経済的理由から、保護者等全員の年収見込が「**都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯**」に相当すると認められる世帯 ※家計急変後3ヵ月の給与の平均に12をかけた額が基準額未満である必要があります。

＜県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯に相当する年収見込の例＞

※この例に該当しない場合はお問合せください

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
①年収見込 (自営業)	1,250,000円 以下	1,370,000円 以下	1,720,000円 以下	2,070,000円 以下	2,420,000円 以下
②年収見込 (給与所得者)	2,042,857円 未満	2,214,286円 未満	2,714,286円 未満	3,214,286円 未満	3,700,000円 未満

*自営業の場合は、家計急変後、1年間の年収見込(売上ー必要経費)が①に該当すること。

*給与所得者の場合は、家計急変後、1年間の年収見込(交通費手当を除く給与収入)が②に該当すること。

支給の条件

就学支援金、学び直し支援金又は専攻科への修学支援の支給対象者のうち、認定基準日(※1)現在、次の全ての要件に該当する高校生等の保護者等が対象です。※1.認定基準日…申請日の属する月の初日

- 保護者等が千葉県内に在住していること
- 生徒が高等学校等に在籍していること
- 家計急変(※2)**後の保護者等(父・母である場合は双方)の収入が道府県民税所得割及び市町村民税所得割額非課税相当であること。なお、生活保護法の規定による生業扶助が行われている場合は、支給の対象外となります。

※2.家計急変を証する提出書類

- 家計急変の発生事由を証明する書類(離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、その他、発生事由が確認できる書類)
- 家計急変後の収入を証明する書類(会社作成の給与見込、直近の給与明細、帳簿、税理士又は公認会計士の作成した証明書類、その他、家計急変後の収入が確認できる書類)
- 世帯構成を証明する書類(扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載がされている課税証明書、その他、世帯構成が確認できる書類)

＜注意＞・災害などに関係のない離職(定年退職・自己都合による退職)は家計急変の対象とはいたしません。

- ・年収見込みは1年間の給与収入(交通手当を除く)見込みで算出
- ・会社からの給与見込みがない場合は家計急変後3ヵ月の平均給与月額×12ヵ月+1年間の賞与見込み額で算出

支給額

支給区分(令和2年6月30日までに家計急変した場合) *裏面の対象確認シート参照	支給額(年額)
保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の高校生等(全日・定時制)	103,500円
	138,000円

※令和2年4月～6月までに家計急変があった場合は年額を、令和2年7月以降に家計急変があった場合については、年額に家計急変が発生した日の属する月の翌月から翌年3月までの月数を乗じ、12で除した額を給付額とする。

申請期間

令和3年2月1日(月)までに事務局へ必要書類を提出してください。期間内随時受付しております。